

報道関係者 各位

平成 27 年 12 月 21 日 (月)

【照会先】

雇用均等・児童家庭局 保育課

課長 補佐 田野 剛 (内線 7925)

在宅保育係長 相川 武志 (内線 7947)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2542

平成 26 年 地域児童福祉事業等調査の結果 ～市町村の保育などの取組状況（平成 26 年 10 月実施）～

厚生労働省では、このほど、平成 26 年「地域児童福祉事業等調査」の結果をとりまとめましたので公表します。

「地域児童福祉事業等調査」は、保育を中心とした児童福祉事業の実態を把握し、今後の施策の基礎資料を得ることを目的としており、「市町村」、「認可外保育施設利用世帯」、「認可保育所利用世帯及び認可外保育施設」を対象に、それぞれ 3 年周期で実施しています。このたび公表するのは、市町村に対し、平成 26 年 10 月 1 日に実施した調査の結果です。

今回は、全国 1,741 の市町村を対象に、保育所における定員の弾力化（注 1）や短時間勤務の保育士（注 2）の状況などを調査したものです。

（注 1）定員の弾力化

待機児童解消などのため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」といいます。）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れること。

（注 2）短時間勤務の保育士

多様な勤務形態に対応するよう、設備運営基準上の保育士定数の一部に短時間勤務（1 日 6 時間未満又は 20 日未満勤務）の保育士を充てること。

【調査結果のポイント】

○定員の弾力化（添付資料 4 ページ）

- ・定員の弾力化を実施している保育所は、保育所総数 24,570 箇所のうち 18,202 箇所（74.1%）あり、平成 23 年の前回調査よりも 1,797 箇所（+4.2 ポイント）増加。

○短時間勤務の保育士（添付資料 7 ページ）

- ・短時間勤務の保育士を導入している保育所は、11,211 箇所（45.6%）あり、前回調査よりも 2,483 箇所（+8.1 ポイント）増加。
- ・短時間勤務の保育士数は、45,940 人であり、前回調査よりも 13,426 人増加。

○放課後児童クラブ（添付資料 11 ページ）

- ・放課後児童クラブの平均月額利用料金は「4,000～6,000 円未満」が 6,292 箇所（32.2%）と最も多い。

平成 26 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>

平成 26 年 地域児童福祉事業等調査結果の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	3
1 保育所定員の弾力化の状況	3
2 短時間勤務の保育士の導入状況	7
3 保育料の収納事務の私人への委託状況	8
4 子育て支援に関する情報提供の状況	9
5 放課後児童クラブの状況	10
統計表	14
用語の解説	18

平成 26 年地域児童福祉事業等調査の結果は、厚生労働省ホームページに掲載しています
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/25-20b.html>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業票、認可外保育施設利用世帯票、保育所利用世帯票・認可外保育施設調査票から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施しており、平成26年調査は、市町村事業票による調査を実施した。

2 調査客体

全国の市町村を対象及び客体とした。

3 調査の期日

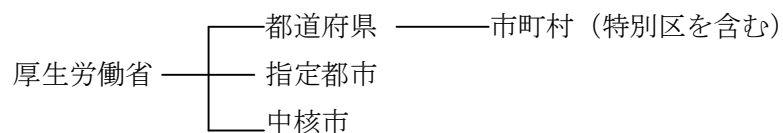
平成26年10月1日

4 調査の事項

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

5 調査系統及び方法

(1) 調査の系統



(2) 調査の方法

都道府県を通じて市町村に調査票を配布し、市町村において記入して回収した。

6 結果の集計

集計は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局で行った。調査客体数等は以下の通り。

	調査対象 市町村数	調査票回収市町村数				
		保育所がある 市町村数	保育所総数			
			公営	私営		
全国	1,741	1,738	1,692	24,570	9,570	15,000

※東日本大震災の影響により、福島県の3町は調査未実施。

福島県：浪江町、双葉町、大熊町

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(参考：前回調査の調査期日と調査対象市町村数)

調査期日：平成23年10月1日

調査対象市町村数：1,743

※東日本大震災の影響により、宮城県及び福島県の18市町村は調査未実施。

宮城県：石巻市、気仙沼市、東松島市、山本町、女川町、南三陸町

福島県：南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楠葉町、梶尾村、川内村
田村市、飯舘村、広野町、川俣町

結果の概要

1 保育所定員の弾力化の状況

(1) 市町村の状況

保育所がある 1,692 市町村のうち、「定員の弾力化を認めている」は 1,405 市町村 (83.0%) で、「定員の弾力化を認めていない」は 287 市町村 (17.0%) となっている。(表 1)

表 1 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況

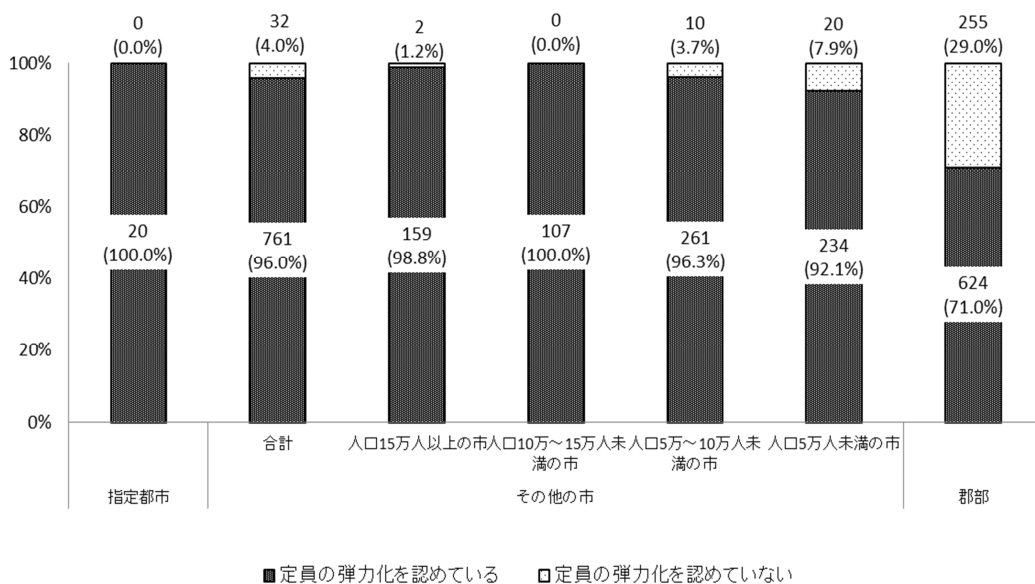
	市町村数	割合
保育所がある市町村	1,692	100.0%
定員の弾力化を認めている	1,405	83.0%
（再掲）弾力化を実施している	1,322	78.1%
定員の弾力化を認めていない	287	17.0%

※定員の弾力化

設備運営基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れること。

人口規模別にみると、「指定都市」では全ての市が定員の弾力化を認めており、「その他の市」では 761 市 (96.0%)、「郡部」では 624 町村 (71.0%) が定員の弾力化を認めている。人口規模が大きくなると定員の弾力化を認める割合が大きくなる傾向がある。(図 1)

図 1 人口規模別 保育所がある市町村における定員の弾力化の状況



※人口規模：平成 22 年国勢調査の結果を基に区分

(2) 保育所の状況

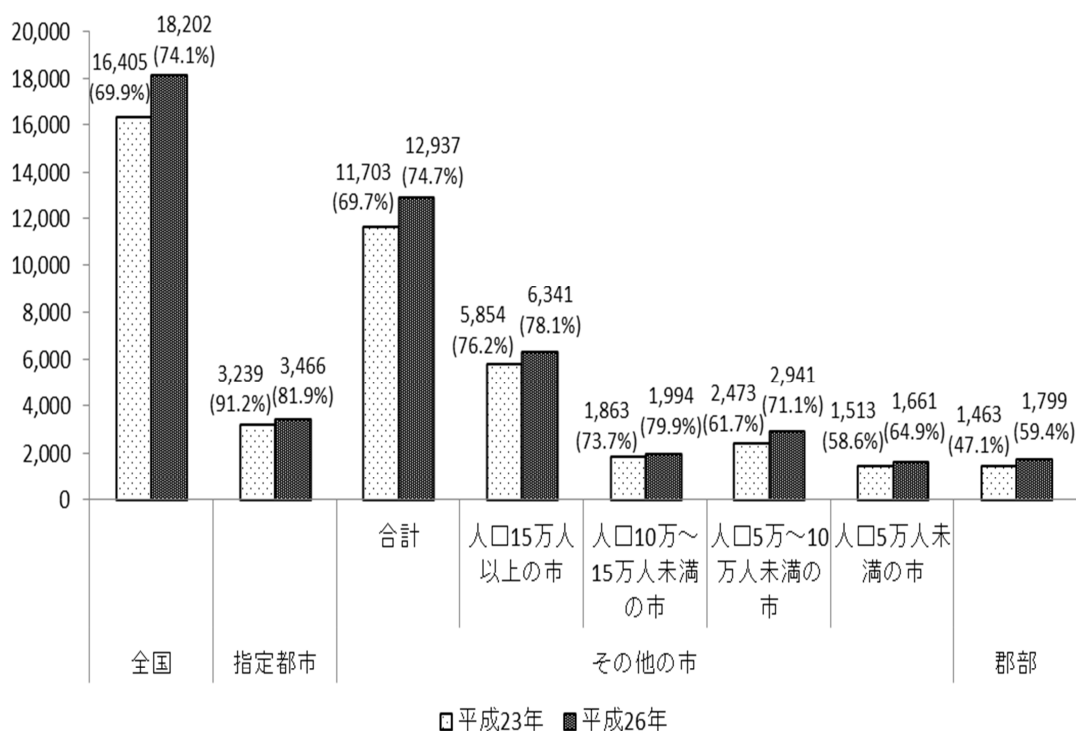
「定員の弾力化を実施している」保育所は、18,202 箇所（74.1%）あり、公営は 5,538 箇所（57.9%）、私営は 12,664 箇所（84.4%）となっている。前回調査（平成 23 年）と比較すると、「定員の弾力化を実施している」保育所は、公営・私営ともに増加している。（表 2）

表 2 公営私営別にみた定員弾力化の状況

	合計			公営			私営		
	保育所総数	定員の弾力化		保育所総数	定員の弾力化		保育所総数	定員の弾力化	
		実施している	実施していない		実施している	実施していない		実施している	実施していない
平成23年 (単位:箇所)	23,456	16,405	7,051	10,285	5,295	4,990	13,171	11,110	2,061
	100.0%	69.9%	30.1%	100.0%	51.5%	48.5%	100.0%	84.4%	15.6%
平成26年 (単位:箇所)	24,570	18,202	6,368	9,570	5,538	4,032	15,000	12,664	2,336
	100.0%	74.1%	25.9%	100.0%	57.9%	42.1%	100.0%	84.4%	15.6%
平成26年－平成23年	1,114	1,797	▲ 683	▲ 715	243	▲ 958	1,829	1,554	275
	-	4.2%	▲ 4.2%	-	6.4%	▲ 6.4%	-	0.0%	0.0%

人口規模別に「定員の弾力化を実施している」保育所をみると、前回調査と比較して、いずれの人口規模区分においても「定員の弾力化を実施している」保育所数が増加している。（図 2）

図 2 人口規模別にみた定員の弾力化を実施している保育所



(3) 定員の弾力化を認めていない市町村の今後の予定と認めていない理由

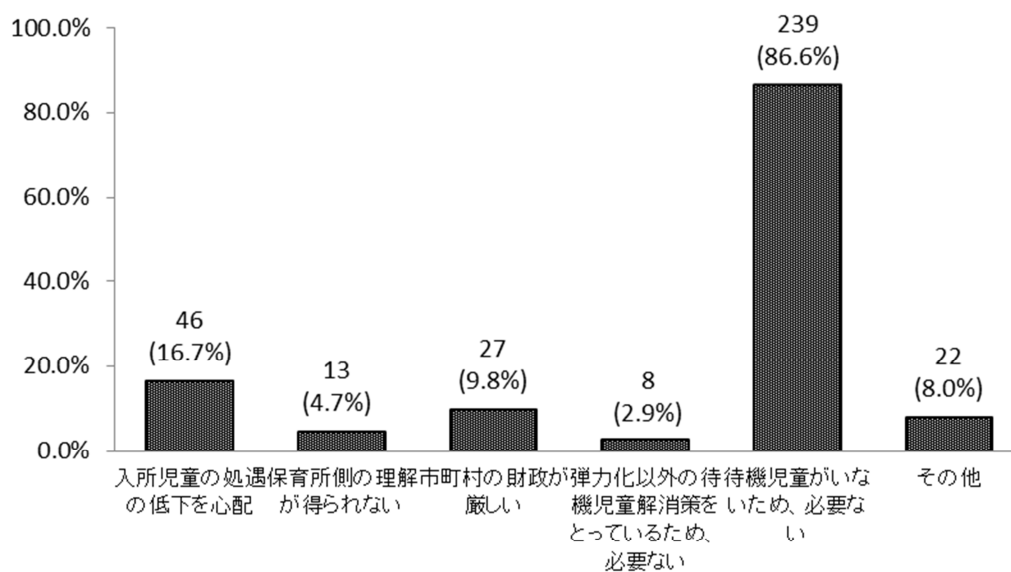
「定員弾力化を認めていない」287市町村について、「今後の予定」をみると、「認める予定」11市町村（3.8%）、「現在検討中」40市町村（13.9%）、「認める予定なし」236市町村（82.2%）となっている。（表3）

表3 定員弾力化を認めていない市町村の今後の予定

	認める予定	現在検討中	認める予定なし	総数
市町村数	11	40	236	287
割合	3.8%	13.9%	82.2%	100.0%

定員弾力化を「現在検討中」「認める予定なし」の市町村について、「現在認めていない理由」をみると、「待機児童がいないため、必要ない」が239市町村（86.6%）で最も多い。（図3）

図3 定員弾力化を認めていない理由（複数回答）



人口規模別にみると、「人口5万人未満の市」「郡部」では「待機児童がないため、必要ない」の割合が最も大きいが、「人口5～10万人未満の市」では「入所児童の処遇の低下を心配」の割合が最も大きく、「人口15万人以上の市」では「入所児童の処遇の低下を心配」「保育所側の理解が得られない」「弾力化以外の待機児童解消策をとっているため、必要ない」が同じ割合となっている。（表4）

表4 人口規模別にみた定員弾力化を認めていない理由（複数回答）

	現在検討中・認める予定なしの市町村						
	総数	入所児童の処遇の低下を心配	保育所側の理解が得られない	市町村の財政が厳しい	弾力化以外の待機児童解消策をとっているため、必要ない	待機児童がないため、必要ない	その他
市町村数							
全国	276	46	13	27	8	239	22
指定都市	0	0	0	0	0	0	0
その他の市	30	8	5	4	5	20	4
人口15万人以上の市	2	1	1	0	1	0	0
人口10～15万人未満の市	0	0	0	0	0	0	0
人口5～10万人未満の市	8	4	3	2	2	3	3
人口5万人未満の市	20	3	1	2	2	17	1
郡部	246	38	8	23	3	219	18
構成割合							
全国	100.0%	16.7%	4.7%	9.8%	2.9%	86.6%	8.0%
指定都市	-	-	-	-	-	-	-
その他の市	100.0%	26.7%	16.7%	13.3%	16.7%	66.7%	13.3%
人口15万人以上の市	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
人口10～15万人未満の市	-	-	-	-	-	-	-
人口5～10万人未満の市	100.0%	50.0%	37.5%	25.0%	25.0%	37.5%	37.5%
人口5万人未満の市	100.0%	15.0%	5.0%	10.0%	10.0%	85.0%	5.0%
郡部	100.0%	15.4%	3.3%	9.3%	1.2%	89.0%	7.3%

2 短時間勤務の保育士の導入状況

短時間勤務の保育士を導入している保育所は 11,211 箇所（45.6%）あり、平成 23 年よりも 2,483 箇所（+8.1 ポイント）増加している。（表 5）

表 5 短時間勤務の保育士を導入している保育所

	総数	導入している		導入していない	
平成23年	23,248	8,728	37.5%	14,520	62.5%
平成26年	24,570	11,211	45.6%	13,359	54.4%
平成26年ー平成23年	1,322	2,483	8.1%	▲ 1,161	▲ 8.1%

※短時間勤務の保育士

設備運営基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てること。

短時間勤務の保育士の数は、全体で 45,940 人となっており、平成 23 年の 32,514 人よりも 13,426 人増加している。公営で 16,936 人、私営で 29,004 人となっており、私営の保育所の方が短時間勤務の保育士の数は多い。

また、1 保育所当たり短時間勤務保育士の数をみると、全体で 4.1 人となっており、平成 23 年の 3.7 人よりも 0.4 人増加している。公営で 4.5 人、私営で 3.9 人となっており、公営の方が 1 保育所当たり短時間勤務保育士の数は多い。（表 6）

表 6 短時間勤務の保育士を導入している保育所数と短時間勤務の保育士数

	総数			公営			私営		
	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人	保育所数 箇所	短時間勤務 保育士 人	1保育所当たり 短時間勤務 保育士 人
平成23年	8,728	32,514	3.7	3,304	14,231	4.3	5,424	18,283	3.4
平成26年	11,211	45,940	4.1	3,739	16,936	4.5	7,472	29,004	3.9
平成26年ー平成23年	2,483	13,426	0.4	435	2,705	0.2	2,048	10,721	0.5

3 保育料の収納事務の私人への委託状況

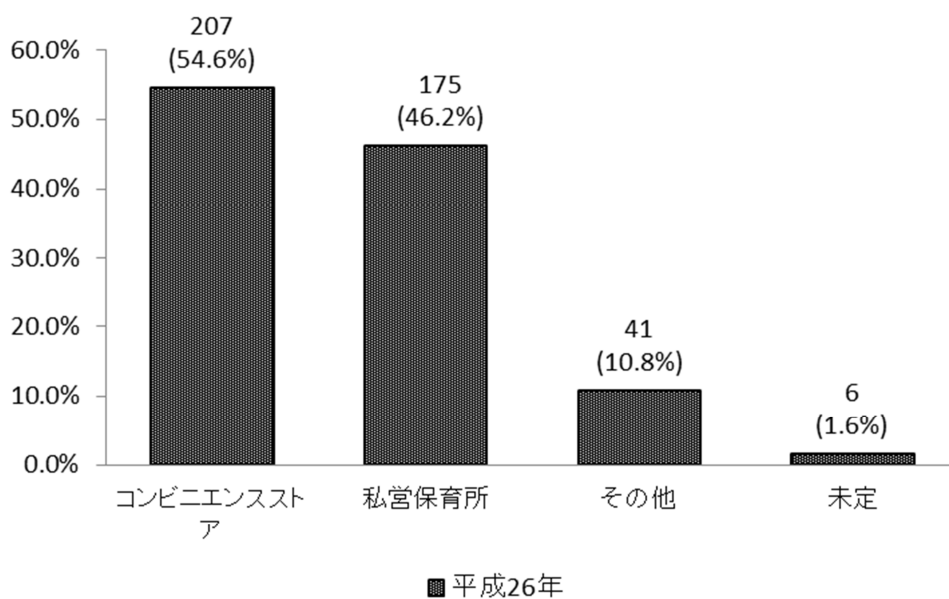
保育所がある市町村における保育料の収納事務の私人への委託状況をみると、「委託している」が335市町村（19.8%）、「委託する予定あり」が44市町村（2.6%）、「委託する予定なし」が1,313市町村（77.6%）となっている。（表7）

表7 保育料の収納事務の私人への委託状況

	委託している	委託していない		不詳	総数	
		委託する予定あり	委託する予定なし			
市町村数	335	1,357	44	1,313	0	1,692
割合	19.8%	80.2%	2.6%	77.6%	0.0%	100.0%

「委託している」「委託する予定あり」の市町村について委託先をみると、「コンビニエンスストア」が207市町村（54.6%）と最も多く、次いで「私営保育所」が175市町村（46.2%）となっている。（図4）

図4 「委託している」「委託する予定あり」と回答した市町村の保育料収納事務の委託先
（複数回答）



4 子育て支援に関する情報提供の状況

市町村における子育て支援に関する情報提供の状況をみると、1,737 市町村（99.9%）で子育て支援に関する情報提供を実施している。情報提供の方法は、「市町村の窓口」が 1,733 市町村（99.7%）で最も多く、次いで「市町村広報誌」が 1,637 市町村（94.2%）であった。（表 8）

表 8 子育て支援に関する情報提供の方法（複数回答）

	提供している					提供していない	総数	
	市町村の窓口	市町村広報誌	ホームページ	パンフレット等	その他			
市町村数	1,737	1,733	1,637	1,615	1,487	490	1	1,738
割合	99.9%	99.7%	94.2%	92.9%	85.6%	28.2%	0.1%	100.0%

子育て支援に関する情報提供の内容をみると、「児童手当等、子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法」が 1,731 市町村（99.7%）で最も多い。一方、「保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指摘事項等）」は 751 市町村（43.2%）であり、他の項目と比べて情報提供している市町村は少ない。（表 9）

表 9 子育て支援に関する情報提供の内容（複数回答）

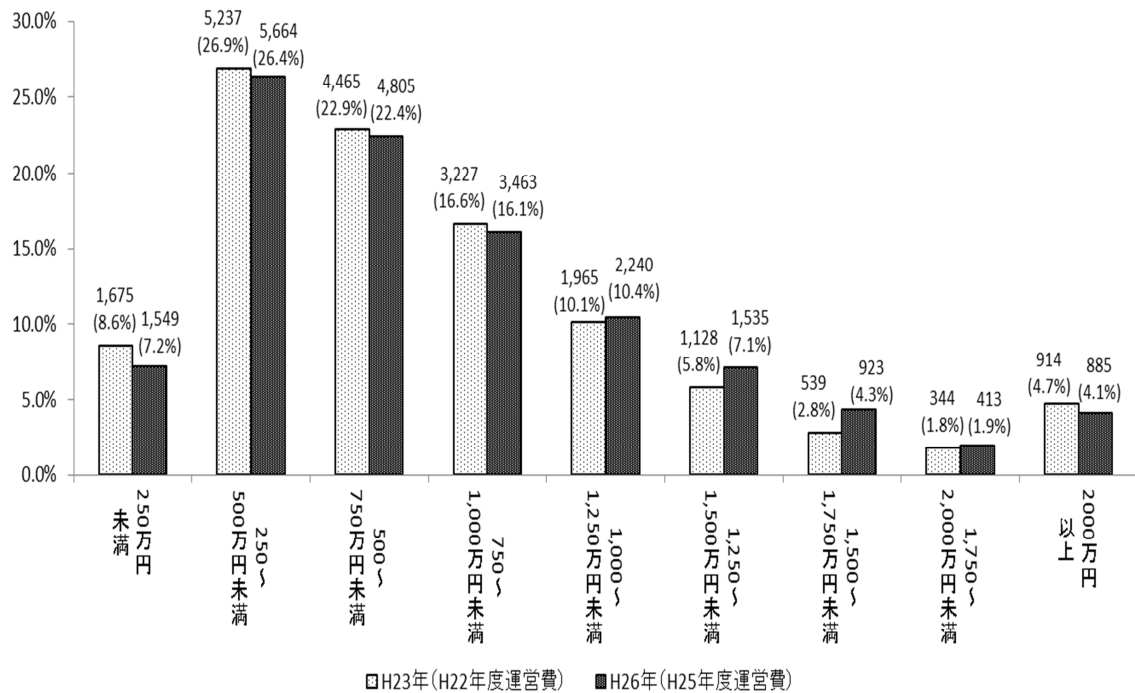
	保育施設・サービスの内容	保育施設・サービスの料金	保育施設・サービスの利用（手続き）方法	保育所入所の選考基準	保育施設・サービスの評価（第三者評価、指導監督における指摘事項等）	児童手当等、子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法	子育て・児童関係の相談窓口・連絡先	休日・夜間小児緊急医療情報	総数
市町村数	1,726	1,724	1,727	1,528	751	1,731	1,729	1,370	1,737
割合	99.4%	99.3%	99.4%	88.0%	43.2%	99.7%	99.5%	78.9%	100.0%

5 放課後児童クラブの状況

(1) 運営費（平成 25 年度）の状況

放課後児童クラブ数は 21,477 箇所あり、平成 23 年と比べると 1,983 箇所増加した。
 1 か所あたりの年間運営費別にみると、「250～500 万円未満」が 5,664 箇所（26.4%）と最も多く、次いで「500～750 万円未満」が 4,805 箇所（22.4%）となっている。（図 5）

図 5 放課後児童クラブにおける 1 か所あたり運営費の状況



(2) 利用料金（おやつ代等の実費徴収を含まない）

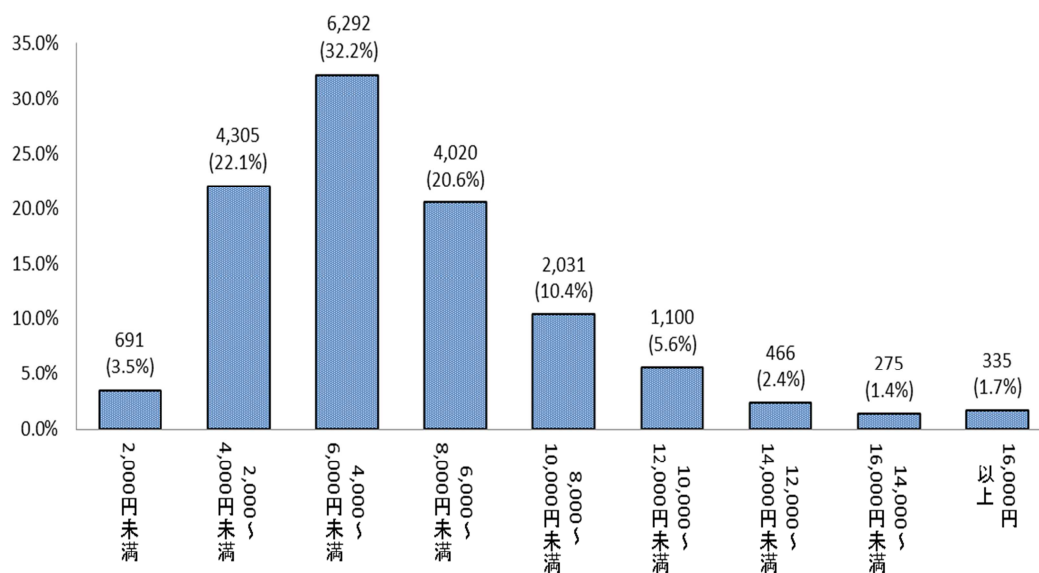
放課後児童クラブにおける利用料金の有無をみると、「利用料なし」が 1,962 箇所（9.1%）、「利用料あり」が 19,515 箇所（90.9%）となっている。（表 10）

表 10 放課後児童クラブにおける利用料金の有無

	利用料なし	利用料あり	総数
クラブ数	1,962	19,515	21,477
割合	9.1%	90.9%	100.0%

「利用料あり」の放課後児童クラブにおける利用料金（平均月額）は「4,000～6,000円未満」が 6,292 箇所（32.2%）と最も多く、次いで「2,000～4,000円未満」が 4,305 箇所（22.1%）と多い。（図 6）

図 6 「利用料あり」の放課後児童クラブにおける平均月額利用料金の状況



(3) 実費徴収金

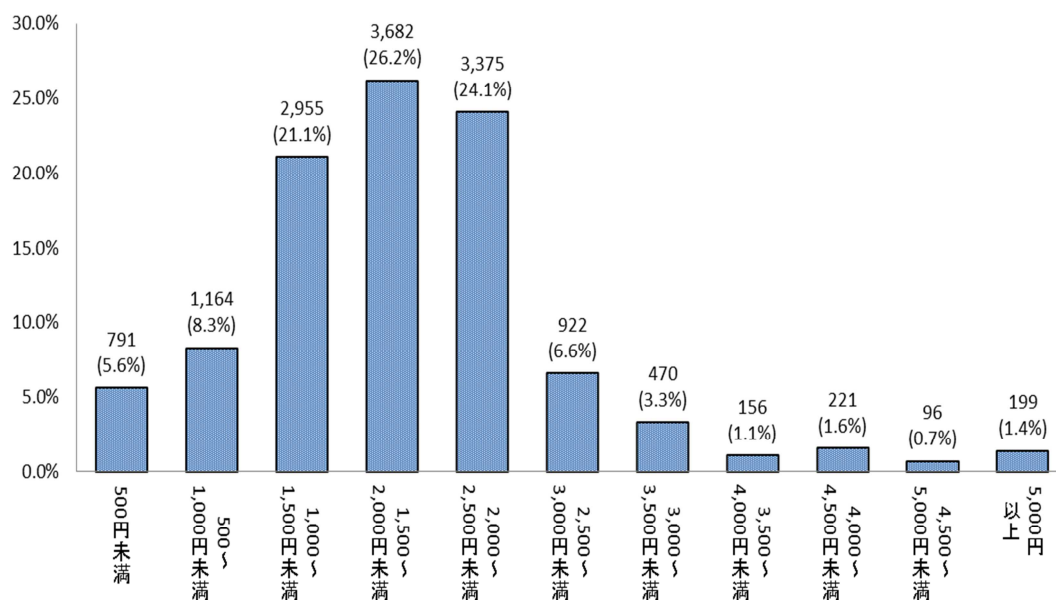
放課後児童クラブにおける実費徴収金の有無をみると、「実費徴収なし」が7,446箇所（34.7%）、「実費徴収あり」が14,031箇所（65.3%）となっている。（表11）

表11 放課後児童クラブにおける実費徴収金の有無

	実費徴収なし	実費徴収あり	総数
クラブ数	7,446	14,031	21,477
割合	34.7%	65.3%	100.0%

「実費徴収あり」の放課後児童クラブにおける実費徴収金（平均月額）は「1,500～2,000円未満」が3,682箇所（26.2%）と最も多く、次いで「2,000～2,500円未満」が3,375箇所（24.1%）と多い。（図7）

図7 「実費徴収あり」の放課後児童クラブにおける平均月額実費徴収金の状況



(4) 利用料減免措置

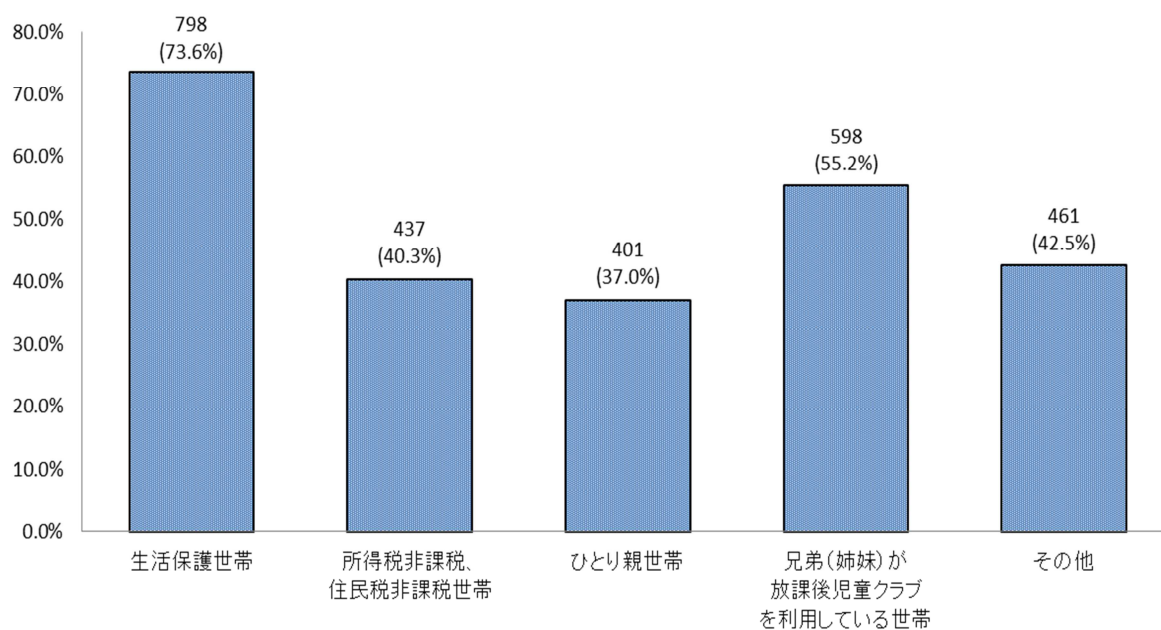
市町村における放課後児童クラブの利用料減免措置の有無をみると、「減免措置なし」が502市町村(31.7%)、「減免措置あり」が1,084市町村(68.3%)となっている。(表12)

表12 市町村における利用料減免措置の有無

	減免措置なし	減免措置あり	総数
市町村数	502	1,084	1,586
割合	31.7%	68.3%	100.0%

「減免措置あり」の市町村における減免措置の対象は「生活保護世帯」が798市町村(73.6%)と最も多く、次いで「兄弟(姉妹)が放課後児童クラブを利用している世帯」が598市町村(55.2%)と多い。(図8)

図8 「減免措置あり」の市町村における減免措置の対象(複数回答)



第1表 定員の弾力化等を実施している保育所の都道府県別状況
(保育所数・箇所数)

	保育所総数			保育所定員の弾力化					
				平成26年4月1日			平成26年10月1日		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
全 国	24,570	9,570	15,000	16,878	5,245	11,633	18,202	5,538	12,664
北海道	896	323	573	698	173	525	712	177	535
青 森	468	27	441	305	0	305	351	0	351
岩 手	365	138	227	268	83	185	282	85	197
宮 城	373	186	187	227	87	140	240	87	153
秋 田	252	96	156	62	15	47	94	20	74
山 形	246	91	155	153	45	108	174	51	123
福 島	327	187	140	218	96	122	230	100	130
茨 城	527	168	359	400	107	293	432	112	320
栃 木	359	155	204	300	110	190	309	116	193
群 馬	420	112	308	299	52	247	331	60	271
埼 玉	1,061	420	641	826	299	527	854	303	551
千 葉	850	429	421	594	280	314	649	301	348
東 京	2,042	798	1,244	1,166	378	788	1,210	388	822
神奈川	1,323	277	1,046	890	182	708	976	201	775
新 潟	704	398	306	610	323	287	618	326	292
富 山	295	162	133	142	57	85	167	66	101
石 川	351	139	212	260	76	184	274	78	196
福 井	272	127	145	216	92	124	232	99	133
山 梨	235	126	109	161	71	90	171	74	97
長 野	575	453	122	277	190	87	296	197	99
岐 阜	424	252	172	225	103	122	243	105	138
静 岡	518	202	316	389	122	267	414	123	291
愛 知	1,286	761	525	733	334	399	774	356	418
三 重	429	233	196	282	123	159	301	128	173
滋 賀	274	115	159	202	76	126	220	83	137
京 都	490	151	339	361	80	281	380	82	298
大 阪	1,296	370	926	911	177	734	970	184	786
兵 庫	926	331	595	789	241	548	811	246	565
奈 良	203	99	104	113	39	74	124	42	82
和 歌 山	207	126	81	89	53	36	124	54	70
鳥 取	187	111	76	77	28	49	99	38	61
島 根	289	72	217	204	42	162	238	45	193
岡 山	417	200	217	325	144	181	356	152	204
広 島	620	330	290	379	177	202	437	199	238
山 口	313	129	184	159	49	110	201	63	138
徳 島	212	123	89	81	23	58	114	36	78
香 川	207	115	92	169	86	83	176	91	85
愛 媛	310	193	117	216	117	99	229	122	107
高 知	255	150	105	109	38	71	117	38	79
福 岡	934	166	768	709	124	585	780	131	649
佐 賀	224	46	178	113	16	97	158	20	138
長 崎	442	49	393	224	14	210	312	25	287
熊 本	591	141	450	525	109	416	551	114	437
大 分	281	70	211	257	65	192	268	67	201
宮 崎	390	61	329	367	48	319	375	49	326
鹿 児 島	487	61	426	437	41	396	454	41	413
沖 縄	417	101	316	361	60	301	374	63	311

平成26年10月1日現在

保育所定員の弾力化				短時間勤務の保育士の導入			
平成26年4月1日		平成26年10月1日		総数	公営	私営	
定員	入所児童数	定員	入所児童数				
1,643,548	1,688,299	1,764,445	1,887,655	11,211	3,739	7,472	全 国
57,138	56,444	58,348	61,207	534	109	425	北 海 道
21,522	23,320	24,532	28,416	295	5	290	青 森
21,523	21,949	22,878	24,646	171	73	98	岩 手
19,613	21,760	20,897	22,722	292	132	160	宮 城
10,668	11,263	12,573	13,832	114	41	73	秋 田
14,387	15,018	15,776	17,170	135	47	88	山 形
18,999	19,342	19,889	21,489	159	90	69	福 島
36,133	37,646	39,652	43,503	384	120	264	茨 城
27,470	28,532	28,025	31,381	186	64	122	栃 木
30,627	32,471	34,467	38,906	282	65	217	群 馬
73,353	74,733	75,319	78,836	431	153	278	埼 玉
60,586	64,002	65,992	72,052	445	231	214	千 葉
129,994	132,722	132,886	136,804	112	15	97	東 京
81,212	85,827	88,384	95,044	483	63	420	神 奈 川
55,777	53,841	56,453	56,812	179	104	75	新 潟
16,653	16,489	18,990	19,998	185	89	96	富 山
28,820	26,863	30,135	29,822	265	88	177	石 川
20,280	20,049	21,400	22,108	151	66	85	福 井
15,230	14,182	16,125	15,769	85	25	60	山 梨
28,328	25,764	30,333	29,108	242	161	81	山 長
25,998	22,955	28,176	26,504	296	149	147	岐 阜
40,687	41,643	43,172	46,105	221	72	149	静 岡
87,586	84,659	92,746	92,470	428	292	136	愛 知
29,219	29,497	31,464	32,378	250	126	124	三 重
20,704	21,443	22,669	24,414	225	89	136	滋 賀
39,202	42,925	41,207	46,264	96	40	56	京 都
103,173	112,422	106,380	118,827	436	128	308	大 阪
73,680	77,743	75,106	82,904	366	106	260	兵 庫
13,745	14,347	15,510	16,973	99	47	52	奈 良
11,445	10,050	16,125	15,031	101	51	50	和 歌 山
7,665	8,269	10,235	11,360	68	38	30	鳥 取
16,724	17,070	19,314	20,874	159	17	142	島 根
33,858	34,267	36,928	39,457	291	122	169	岡 山
37,396	37,886	45,559	48,755	188	76	112	広 島
13,973	14,351	17,977	19,379	185	55	130	山 口
6,700	7,437	9,140	10,281	87	34	53	徳 島
17,864	16,562	18,554	18,459	72	26	46	香 川
19,327	18,256	20,142	19,986	226	139	87	愛 媛
11,580	11,641	12,065	12,651	118	85	33	高 知
80,702	84,771	88,982	97,482	388	66	322	福 岡
10,504	11,481	14,762	16,645	134	20	114	佐 賀
18,686	20,437	24,377	28,283	321	18	303	長 崎
43,704	46,331	45,619	51,421	282	49	233	熊 本
19,191	19,458	20,511	22,494	217	50	167	大 分
26,396	28,472	27,356	31,709	244	20	224	宮 崎
31,577	34,376	32,627	37,732	309	34	275	鹿 児 島
33,949	37,333	34,688	39,192	274	49	225	沖 縄

第2表 市町村の保育所定員の弾力化等の都道府県別状況
(市町村数)

平成26年10月1日現在

	市町村総数	保育所がある市町村数	保育所定員の弾力化の状況			短時間勤務の保育士の導入状況			保育料の収納事務の私人への委託状況	
			弾力化することを認めている	弾力化を実施している保育所がある	弾力化することを認めていない	公営・私営とも認めている	私営のみ認めている	認めていない	委託している	委託していない
全 国	1,738	1,692	1,405	1,322	287	825	340	527	335	1,357
北海道	179	163	103	94	60	51	23	89	16	147
青森	40	40	38	32	2	5	27	8	13	27
岩手	33	33	30	29	3	18	3	12	5	28
宮城	35	35	25	24	10	26	1	8	7	28
秋田	25	25	19	15	6	10	5	10	3	22
山形	35	35	27	27	8	11	6	18	5	30
福島	56	54	37	34	17	26	4	24	8	46
茨城	44	44	42	42	2	27	14	3	17	27
栃木	25	25	24	24	1	13	6	6	3	22
群馬	35	34	31	31	3	21	5	8	7	27
埼玉	63	63	60	55	3	32	19	12	12	51
千葉	54	54	45	42	9	35	4	15	11	43
東京	62	60	53	53	7	11	20	29	11	49
神奈川	33	33	29	28	4	17	12	4	11	22
新潟	30	30	24	23	6	15	3	12	4	26
富山	15	15	15	15	0	10	2	3	0	15
石川	19	19	17	15	2	11	2	6	2	17
福井	17	17	16	16	1	11	0	6	3	14
山梨	27	25	18	16	7	6	6	13	2	23
長野	77	76	43	36	33	29	3	44	4	72
岐阜	42	42	29	26	13	30	7	5	7	35
静岡	35	35	34	33	1	20	7	8	2	33
愛知	54	54	41	33	13	34	5	15	10	44
三重	29	29	24	23	5	20	3	6	5	24
滋賀	19	19	18	18	1	14	2	3	8	11
京都	26	26	22	21	4	10	3	13	7	19
大阪	43	43	41	41	2	30	10	3	11	32
兵庫	41	41	39	39	2	26	4	11	3	38
奈良	39	30	21	20	9	13	5	12	5	25
和歌山	30	29	22	21	7	18	5	6	4	25
鳥取	19	19	16	14	3	10	0	9	3	16
島根	19	19	16	14	3	8	5	6	4	15
岡山	27	26	22	22	4	13	6	7	4	22
広島	23	23	21	21	2	11	5	7	5	18
山口	19	19	19	18	0	13	3	3	12	7
徳島	24	24	20	16	4	5	5	14	3	21
香川	17	17	17	16	0	9	4	4	6	11
愛媛	20	20	20	17	0	15	1	4	2	18
高知	34	33	18	14	15	20	4	9	1	32
福岡	60	60	60	60	0	33	19	8	22	38
佐賀	20	20	19	18	1	11	7	2	8	12
長崎	21	21	21	21	0	12	5	4	10	11
熊本	45	45	43	40	2	14	19	12	18	27
大分	18	18	17	17	1	11	5	2	9	9
宮崎	26	23	22	22	1	8	10	5	9	14
鹿児島	43	40	37	37	3	13	17	10	5	35
沖縄	41	37	30	29	7	19	9	9	8	29

参考表1 保育所の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
実 数(保育所数)					
保育所総数	22,288	22,633	22,968	23,456	24,570
定員の弾力化を実施	12,479	13,405	13,439	16,405	18,202
短時間勤務の保育士を導入	4,352	6,107	6,894	8,728	11,211
公営保育所数	12,422	11,857	11,112	10,285	9,570
定員の弾力化を実施	4,510	4,708	4,077	5,295	5,538
短時間勤務の保育士を導入	2,098	2,660	2,918	3,304	3,739
私営保育所数	9,866	10,776	11,856	13,171	15,000
定員の弾力化を実施	7,969	8,697	9,362	11,110	12,664
短時間勤務の保育士を導入	2,254	3,447	3,976	5,424	7,472
構 成 割 合 (%)					
保育所総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	56.0%	59.2%	58.5%	69.9%	74.1%
短時間勤務の保育士を導入	19.5%	27.0%	30.0%	37.2%	45.6%
公営保育所数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	36.3%	39.7%	36.7%	51.5%	57.9%
短時間勤務の保育士を導入	16.9%	22.4%	26.3%	32.1%	39.1%
私営保育所数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
定員の弾力化を実施	80.8%	80.7%	79.0%	84.4%	84.4%
短時間勤務の保育士を導入	22.8%	32.0%	33.5%	41.2%	49.8%

参考表2 市町村の状況の年次比較

1) 各年10月1日現在

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
実 数(市町村数)					
市町村総数	3,240	2,239	1,805	1,725	1,738
保育所のある市町村	3,083	2,162	1,753	1,680	1,692
保育所定員の弾力化の状況					
認めている	2,398	1,749	1,397	1,343	1,405
弾力化している保育所がある	1,928	1,494	1,183	1,201	1,322
認めていない	685	413	356	337	287
短時間勤務の保育士の導入状況					
認めている	1,749	1,257	1,212	992	1,165
導入している保育所がある	1,007	914	885	930	1,121
認めていない	1,334	905	541	626	527
構 成 割 合 (%)					
保育所のある市町村	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保育所定員の弾力化の状況					
認めている	77.8%	80.9%	79.7%	79.9%	83.0%
弾力化している保育所がある	62.5%	69.1%	67.5%	71.5%	78.1%
認めていない	22.2%	19.1%	20.3%	20.1%	17.0%
短時間勤務の保育士の導入状況					
認めている	56.7%	58.1%	69.1%	59.0%	68.9%
導入している保育所がある	32.7%	42.3%	50.5%	55.4%	66.3%
認めていない	43.3%	41.9%	30.9%	37.3%	31.1%

注:1) 平成20年調査については12月1日現在となっている。

用語の解説

○保育所定員の弾力化

保育所定員の弾力化とは、待機児童解消等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を満たした上で、定員を超えて児童を受け入れることをいう。

○短時間勤務の保育士

短時間勤務の保育士とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）上の保育士定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を充てることをいう。

○保育料の収納事務の私人への委託

都道府県及び市町村の長は、収納の確保及び本人又はその扶養義務者の便宜の増進に寄与すると認める場合に限り、保育料の収納事務を私人へ委託することができる。

○放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいい、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業をいう。